

「地域を支える建設業」検討会議

第45回全体会議

(一社)長野県建設業協会 提出資料

○ 要望事項等

- 1 ポストコロナを見据えた公共投資について
- 2 優良技術者表彰について
- 3 応札者5者未満の「失格基準価格」算定フローについて
- 4 国土交通省における一般管理費等率と低入札調査基準の改定について
- 5 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について
- 6 建設発生土の適正処理について
- 7 建設資材価格の単価について

「地域を支える建設業」検討会議 第45回全体会議（R4.4.7）

（一社）長野県建設業協会

○ 要望事項等

1 ポストコロナを見据えた公共投資について

国土交通省では、令和4年度予算の内、公共事業関係費が5兆2,480億円となり、以下の3点を柱にされています。

- 1) 国民の安全・安心の確保
- 2) 社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大
- 3) 豊かで活力ある地方創りと分散型の国づくり

また、県におかれましても令和4年度当初予算で投資的経費が1,535億円となり、令和3年度に引き続いての公共事業予算の確保に対しまして御礼申し上げますと同時に、明日の建設業の担い手を確保・育成して、将来に亘り建設業の使命を果たすためには、経営基盤の強化、経営の安定化が必要であり、特に、ポストコロナを見据えると民間に投資意欲と余裕がない時にこそ公共投資によるインフラ整備により内需を拡大し、地域経済の活性化を図ることが急務であると考えられますので、公共事業予算の持続的・安定的な確保をお願いいたします。

2 優良技術者表彰について

昨年度、県におかれましては2021年度の優良技術者表彰の受賞者を発表されましたが、一般部門62名のブロック別内訳をみると、長野20人、北信12人と2地区で32人（52%）と偏りが見られます。

第43回全体会議におきまして、表彰制度の見直しに当たっての課題を挙げさせていただきましたが、今回の表彰結果について県としてどうお考えかご見解をお聞かせ願います。

また、インセンティブ設定については、この様な状況を踏まえ改善をお願いいたします。

3 応札者5者未満の「失格基準価格」算定フローについて

このことについて、以前から見直しを要望させていただいているところではありますが、令和3年10月1日から令和4年2月7日までの建設事務所、砂防事務所の土木一式の開札結果は別添のようになっています。

総合評価、受注希望型ともに全体平均落札率より5社未満の平均落札率が若干

上回っておりますが、5社未満で落札率92.0%から94.0%の領域に多く分布している傾向があります。

平成29年度から入札参加者数が減少しており、令和2年度の受注希望型入札の入札参加者数は3.8者というように、5者未満の入札が現在の市場を反映していると考えられます。

現在の失格基準価格の算定フローは5者以上か否かで分かれておりますが、このような入札状況になっている中で、5者未満の低入札価格調査基準価格92.0%と失格基準価格89.5%の引き上げも含めて、算定フローを見直す必要があると考えられますが、ご見解をお聞かせ願います。

4 国土交通省における一般管理費等率と低入札調査基準の改定について

国土交通省では、令和4年度から円滑な施工体制の確保に取り組める環境の充実等を図る観点から直轄土木工事で適用する一般管理費等率を改定されました。設定範囲毎の率は異なりますが、直接工事費1億円の河川工事の場合、一般管理費等率は約1.4%の増になると試算されております。

また、低入札価格調査基準の計算式を令和4年度から改定され、一般管理費等の参入率0.55が0.68に引き上げられました。ダンピング対策としての機能を持つ低入札価格調査基準の改定の背景として、最近の諸経費動向調査の結果に基づくとともに、企業として継続するために必要な経費を反映したとされております。

県におかれましては、令和元年度（2019年度）に工事失格基準価格をそれまでの87.5～92.5%を89.5～94.5%に引き上げていただきましたが、国の動向を踏まえて失格基準価格の改定についてのご見解をお聞かせ願います。

また、一般管理費等率の改定の予定についてお聞かせ願います。

5 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について

国土交通省では、令和4年4月1日以降に契約を締結する総合評価落札方式によるすべての調達を対象として、総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置を実施されます。大企業では3.0%以上、中小企業では1.5%以上、従業員への賃上げ計画を表明する企業が対象となりますが、背景には新しい資本主義実現会議での緊急提言がございます。

この制度に関しましては、当初の制度内容に対して地方建設業界から建設業特有の事情が考慮されていない等、賃上げの実行可能性に問題があるとの指摘が相次ぎ、制度の運用通知が発出された経緯がございます。

県におかれまして、この制度を採り入れるご予定についてご教示願います。また、採り入れる際には地域の建設業の経営状況を十分考慮して慎重に検討していただきますようお願い致します。

6 建設発生土の適正処理について

国土交通省は今国会に盛土規制関連法案を提出しておりますが、宅地造成規制法を改正し、土地の利用区分に関わらず人家に影響を及ぼす可能性のある盛土を許可制にして規制の網を広げる内容となっております。建設発生土の適正処理は今回の法改正とは別に対応を検討するという事で、「再生資源利用促進計画」の運用改善について同時に検討されておりますが、厳しい内容になるものと思われま

す。県におかれましても、「盛土等による土砂災害の防止に関する条例（仮称）」（案）を検討されておられ、盛土等を行う行為の許可等に「国、地方公共団体などが発注する盛土」は除かれています。任意での処分の残土処理も含まれるのか、不明確です。施工中の現場においては、残土の仮置き等も発生しますので、これらについて除外していただきますようお願いいたします。

また、前回の全体会議でも要望しておりますが、残土処分地については発注機関で確保していただきますようお願いいたします。

7 建設資材価格の単価について

関東地方整備局管内の建設資材価格の需給状況をみますと、ウッドショックにより木材の需給がひっ迫しており、コンクリート製品もややひっ迫の状況です。県内においては、尿素水の需給がややひっ迫しておりますが、セメント価格は1月出荷分から値上げされており、また、骨材価格も更なる上昇が見込まれております。これらを原材料とする生コンクリート価格の販売価格も4月1日以降、県内各協同組合の生コンクリートの販売価格が2,000円/m³前後引き上げられます。

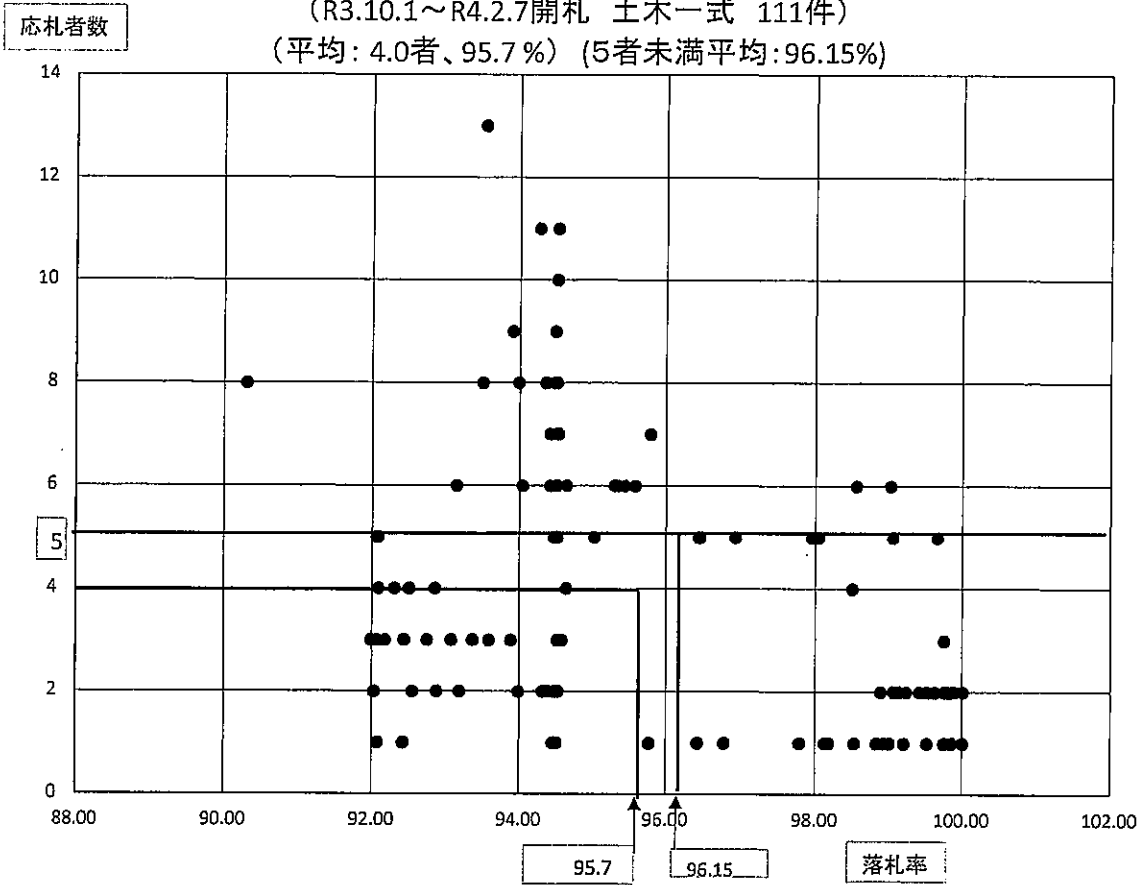
3月29日に建設部長様に要望させていただいたところではありますが、生コンクリート価格について、令和4年4月1日からの公共工事の発注に当たり、設計価格に新単価を反映して設計積算をしていただきますようお願い致します。新単価での設計積算が困難であれば、発注後に遡っての新単価への変更をお願い致します。

また、生コンクリート以外の建設資材価格の実勢価格を速やかに調査され、値上がり確認された場合には早期に設計価格に反映していただきますようお願い致します。

総合評価 応札者数と落札率

(R3.10.1~R4.2.7開札 土木一式 111件)

(平均: 4.0者、95.7%) (5者未満平均: 96.15%)



受注希望型 応札者数と平均落札率

(R3.10.1~R4.2.7開札 土木一式 98件)

(平均: 2.5者、95.24%) (5者未満平均: 95.45%)

